

平成22年度第1回住居表示整備審議会

◇日時

平成22年6月17日(木)午後2時00分～午後3時30分

◇開催場所

小平市役所 3階 庁議室

◇出席者

住居表示整備審議会 委員17名

事務局 市民生活部職員4名、傍聴者 2名

◇会次第

- ・開会
- ・市長あいさつ
- ・委嘱状交付
- ・会長・副会長選出
- ・諮問
- ・審議

◇配布資料

- ・住居表示整備審議会委員名簿
- ・審議委員座席表
- ・「小平市における住居表示整備事業の現状について」
- ・住居表示の仕組み及び実施地域の問題点
- ・「住居表示の整備」に伴う町名維持の要望書及び町名変更についての反対意見
- ・平成22年度住居表示整備審議会・住民説明会の日程

◇諮問内容

「住居表示整備事業について」

- (1)平成24・25年度に実施される町区域の変更及び新設について
- (2)新設される町区域の名称に関する基本的な基準について
- (3)街区の起点について
- (4)実施時期について

◇会議録(要録)

以下の記録は、事務局により要旨を編集したものですので、発言の微妙なニュアンス等が表現されていませんので、ご了承ください。

1. 会長・副会長の選出

互選により、会長に山岸 隆史氏、副会長に江連 紀子氏が選出された。

2. 市長より審議会へ諮問

3. 審議(発言の要旨)

【会長】

諮問内容は4点。

(1)平成24・25年度に実施される町区域の変更及び新設について

(2)新設される町区域の名称に関する基本的な基準について

(3)街区の起点について

(4)実施時期について

である。どのように審議を進めていけばよいか。

【委員】

配布資料及び諮問に対する説明を受けることから始めてはどうか。

【会長】

事務局から説明を求める。

【事務局より説明】

住居表示の仕組み及び実施地域の問題点等について事務局より説明。

【会長】

事務局の説明に対し、質問等があれば発言されたい。

【委員】

諮問の中に「新設される町区域の名称に関する」という表現があるが、事務局より説明のあった町区域が変更となる地域についても、「新設」という概念になるのか。

【事務局】

すべての町割が新しくなるため、今回の変更はすべて「新設」となる。

【委員】

「新設」とは、今までにない町を新たにつくるということではないのか。

【事務局】

町の名称という問題になってくると思う。同じ町名を使える町はひとつもないと考える。

【委員】

関連して、事務局の説明に東京街道より北側の花小金井五丁目を大沼町に編入するとあったが、それが新しい町になるということか。

【事務局】

どちらがどちらに入るというようには考えていない。新しい町区域として道路で区切った場合に、それが、従来の大沼町と花小金井であったというだけのことである。

【委員】

過去に住居表示を実施した地区は旧町名に丁目をつけて実施したが、今回の実施地区はまったく違う町名をつけることも考えられるのか。それとも、旧町名のブロックは残して、いくつかの丁目に分けるのか。

【事務局】

諮問は町の「名称」ではなく「名称の基準」について、となっており、そのあたりは議論のうえ決めていただきたい。町の「区割り」と「名称」を同時に審議すると、議論が混乱してくると思われる。諮問にもあるとおり、まずは、町の「区割り」から「名称の基準」までを審議していただきたい。

【委員】

町の成り立ちには様々な歴史などがある。現地を見るなどして、地元住民の声を聞く必要があると思うが、いかがか。

【事務局】

要望があれば現地視察を実施したい。

【委員】

今後の審議会の具体的なスケジュールについて、説明されたい。

【会長】

町名に関する事項は今日の諮問に含まれていない。審議の途中に町名に関する諮問が追加であると思われる。それを踏まえて、12 月中には答申をまとめたい。したがって、年内に6回程度の審議会を開催することになる。審議会と並行して住民説明会を実施し、その状況を審議会に情報提供できればよいと考える。

【委員】

はじめに町の区割りと名称の基準、次に町の名称について諮問するという市長の慎重な姿勢は評価できる。

特に町の区割りが変更になる地域については、住民の合意形成が必要である。具体的な町の区割りの変更にあたっては、技術的面からも事務局案があれば提示されたい。

【事務局より説明】

町の区割り案について事務局より説明

【委員】

町の区割りが変更になり、現在別々の町が一緒になる地域において、土地の地番はどうなるのか。

【事務局】

調査したところ重なる地番は存在しないので、そのままの地番となる。

【委員】

住所は変更になるが、不動産登記簿の町名は変わらないということによろしいか。

【事務局】

町名は変更となる。

【委員】

事務局の提案については、住居表示に関する法律及び小平市住居表示実施基準に基づいたものであり、たたき台として評価できるものである。

町の区割りが変更になる地域の住民にとっては非常に影響のある話である。したがって、事務局案をもって早急に説明会を行い、結果を審議会にフィードバックし、答申に反映させる必要がある。

【事務局】

町の区割りが変わる地域を皮切りに、精力的に、丁寧の説明会を実施したい。

【会長】

それでは、(事務局案をもって)説明会を実施されたい。

【会長】

次回は諮問内容(1)の続き及び(2)(3)(4)について、審議していきたい。

4. その他

次回の審議会は7月26日(月)に開催する。